

横浜市 スタートアップ企業支援一時金 募集案内

令和2年6月22日改正

交付金額


交付金額 1者につき10万円

申請受付期間

令和2年5月25日(月)午前9時から7月31日(金)午後5時まで

※申請は先着順で受け付けます。また、交付の決定見込み件数が200件に達した時点で受付を締め切ります。

申請方法

横浜市電子申請・届出サービスから入力後、申請書を郵送
詳細はこちら 

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/venture/covid-19.html>

※URLが上記のとおりであることを必ずご確認ください。

◆申請先及びお問合せ先◆

横浜市スタートアップ企業支援一時金事務局

委託先：株式会社ウィルパートナーズ

〒231-0011 横浜市中区太田町1-18-3 JOYビル302

TEL: 045-228-9404

E-Mail: yokohama-startup@willpartners.co.jp

受付時間：平日午前9時00分～午後5時00分

1. 目的

この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、資金繰りなどにその影響を大きく受ける創業間もないIT・ライフサイエンス分野等、様々な分野でイノベーションを創出する市内スタートアップ企業（個人事業者も含む）に対して、一時金を交付することにより、本市における将来の成長に向けた事業継続を支援し、もって横浜市経済の持続的発展に資することを目的とします。

2. 交付対象者の要件

次の全てを満たしている必要があります。

1. 平成31年3月2日から令和2年4月28日の間に株式会社等の法人設立登記を行い、事業を開始していること（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社のみが対象です。）。又は、同期間に個人事業の開業届出を行い、事業を開始していること。
2. 申請日時点で市内に本店登記された事業所（法人の場合）、又は、事業の用に供する主たる事務所有し（個人事業者の場合）、市内で継続的に事業を行う意思があること。
3. IT（ハードウェア、情報通信）、健康・ライフサイエンス、環境・エネルギー、観光・MICE、先端技術、イノベーション創出などの分野で現に事業を行っていること。（※対象事業分野の詳細は4ページ目別表を参照）
4. 新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受け、事業継続のための支援を必要としていること。
5. 申請日時点で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までを対象とする事業継続に直接必要な以下の経費について、10万円（税抜き）以上の支出がなされていること、または、10万円以上支出することが確定していること。

一時金の対象となる経費	経費の支出を裏付ける書類(内容と金額がわかるもの、写し可)
事務所、事業所等の賃借料、共益費	領収書又は支払いの事実が分かる書類(賃貸借契約書の写し及び通帳の写し、インターネットバンキング等の取引記録、ATMの振込明細書等)
人件費	賃金台帳等、給与明細等、支払いの事実が分かる書類
リース料	契約書の写し及び領収書等
公共料金（光熱水費）	公共料金の領収証
通信・運搬費	支払いの事実が分かる書類
その他、事業継続に直接必要な経費	

※以下の経費は交付対象外となります。

交際費、慶弔費、懇親会費、視察・研修費、食糧費、その他事業継続に直接必要とは認められない経費

3. 申請様式ダウンロード 及び 横浜市電子申請・届出サービス

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/venture/covid-19.html>

※URLが上記のとおりであることを必ずご確認ください。

4. 申請にあたっての注意事項

以下のいずれかに該当する場合は交付対象外となります。

1. 横浜市の同趣旨の一時金※の交付を受けている。または交付が確定している。
※新型コロナウイルス感染症対応「小規模事業者支援一時金」・「商店街等活動支援事業一時金」
2. 大企業、みなし大企業、既に操業している者が新たに法人を設立した場合、他者が行っていた事業を継承した場合、フランチャイズ契約やこれに類する契約に基づく事業を行う場合。
3. 法令に反する行為を行っている。
4. 風俗営業法の規則及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業を営んでいる。
5. 公序良俗に問題のある事業を営んでいる。
6. 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団である、または代表者や役員のうち暴力団員に該当するものがある。
7. 申請日に倒産状態にある。
8. 横浜市内における事業継続に努める意思がない。

5. 手続きの流れ

要件の確認

「2. 交付対象者の要件」を満たしているかどうか確認する。

必要書類の準備

以下の書類を準備する。

- ①履歴事項全部証明書(3か月以内に取得したもの)、ただし個人事業者の場合は不要
- ②法人設立届出書(受理後)、又は、個人事業の開業届出書(受理後)の写し
- ③事業継続に直接必要な経費の支出を裏付ける書類

実績払い

前金払い

申請書の準備

「③事業継続に直接必要な経費の支出を裏付ける書類」について、全て支払い済みであることを裏付ける領収証等がある。

「③事業継続に直接必要な経費の支出を裏付ける書類」について、未払いのものがある。

「申請書兼宣誓書兼実績報告書」をダウンロード、必要事項の記入、代表者印押印

「申請書兼宣誓書」をダウンロード、必要事項を記入、代表者印押印

電子申請

横浜市電子申請・届出システムにログインし、必要事項を入力し、用意した書類①～③をアップロードする。

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=yoxoshien>

郵送①

申請書を事務局に郵送

事務局より「交付決定通知書兼交付額決定通知書」「交付請求書」をEメールで申請者に送付（交付決定通知書兼交付額決定通知書は郵送でも送付します。）

郵送②

交付請求書に必要事項を記載、代表者印（申請時と同じ印）を押印の上、振込先金融機関の通帳の写し（金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義人の記載部分）とともに、事務局あてEメールと郵送で返送。

受領確認

指定の金融機関口座に一時金10万円が振込まれていることを確認。

(前金払いの方のみ)
実績報告

「③事業継続に直接必要な経費の支出を裏付ける書類」について、支出が済み次第、全ての領収書等を添付して、「第5号様式 実績報告書」を速やかに事務局へ郵送にて提出。

手続き完了

対象事業分野（別表）

対象事業分野		事業例（記載された事業例以外にも対象となる場合があります）
IT分野	ハードウェア	電線・ケーブル製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、真空装置・真空機器製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、光学機械器具・レンズ製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）など
	情報通信	組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、受託開発ソフトウェア業、ゲームソフトウェア業、ポータルサイト・サーバ運営業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業、ITに関連する認証事業など
健康・ライフサイエンス分野		医薬品研究・開発・製造業、医療用装置・器機の開発・製造事業、医療・介護ロボット研究・開発・応用製造事業、化成品原料の研究・開発・製造を行う事業、バイオセンサーの研究・開発・製造事業、解析・分析装置（アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など）の研究・開発・製造事業、DNA解析サービス事業、遺伝子検査受託業務事業、医療・健康分野に関連する部材・素材等の開発又は製造に係る装置の開発又は製造、認証を行う事業など
環境・エネルギー分野		新エネルギー技術開発事業、太陽光発電システム製造事業、リチウムイオン電池・次世代蓄電池・関連部材の開発・製造事業、燃料電池製造事業、高効率ガスタービンコンバインドサイクル発電システム技術開発・製造事業、次世代自動車・部分品・付属品製造事業、環境適応型航空機・部分品・付属品製造事業、LED・有機EL等次世代照明機器の開発製造事業、スマートグリッド対応機器・システム事業、レアメタル・レアアース等の代替材料などの開発・製造事業、環境・エネルギー分野に関連する部材・素材又は製品に係る技術の開発又は製造・認証を行う事業など
観光・MICE分野		観光・MICE関連分野の新商品・サービスの創出・開発・提供にかかる事業など
先端技術分野		マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業、レーザー装置製造業、ロボット製造業、自動車・同付随品製造業、航空機・同付随品製造業、宇宙関連機器製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶・海洋開発機器開発事業、プラント関連設備製造業、新素材研究・開発・応用・製造事業、上記製造業に関連する認証事業など
イノベーション創出分野		上記対象事業分野に関わらず、新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓により、創業から短期間で急成長を目指す事業、AI技術活用事業、バイオテクノロジー活用事業、量子技術活用事業、安心安全事業、農業事業など

※イノベーション創出分野に関して、該当するかどうか分からない場合は、事務局までご相談ください。
 新たなビジネスモデルの構築や、新たな市場を開拓していることが確認できる書類等のご提出を求めることがあります。

この募集案内は、横浜市スタートアップ企業支援一時金について、簡単に説明したものです。

申請にあたっては、ウェブサイトに掲載されている「横浜市スタートアップ企業支援一時金交付要綱」の内容を必ずご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/sougyo/venture/covid-19.html>

※URLが上記のとおりであることを必ずご確認ください。